【３.規約（会則）について】

**自治会（町内会・区会）規約作成例**

　規約（会則）は自治会活動の基本となる「取り決め」です。会員の皆さんの合意が得られ、地域の実情にあった規約作成のための、一般的な見本（認可地縁団体の場合はこの限りではない）を掲載しました。

なお、規約は一般的な見本ですので、参考としてご活用ください。

**－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－**

**○○自治会（町内会・区会）規約**

制定「　　」　　年　　月　　日

改正「　　」　　年　　月　　日

**第１章　総則**

（名称及び事務所）

第１条　本会は○○自治会（以下「本会」という。）と称し、事務所を会長宅に置く。

**※　事務所は、主たる集会所等又は会長宅に置くことが可能。**

（区域）

第２条　本会の区域は、上尾市○○町○番○号から○番○号までの区域とする。

　　　　　　　　　　　　　　（又は、〇〇町全域…など）

（会員）

第３条　本会の会員は、第２条に定める区域内の住民をもって構成する。

２　本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

３　本会へ入会及び退会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（目的）

第４条　本会は、会員相互の扶助並びに福祉の増進を図るとともに、行政機関との協働により、自らの意思に基づいて地域社会の向上に努めることを目的とする。

（事業）

第５条　本会は、第４条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）会員相互の扶助・親睦に関すること。

（２）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡に関すること。

（３）美化・清掃等区域内の環境整備に関すること。

（４）交通安全や地域の安全・防犯・自主防災活動に関すること。

（５）住民相互の連絡、広報に関すること。

（６）集会施設の維持管理に関すること。

（７）その他目的達成に必要な事業に関すること。

（８）……

（９）……

**第２章　役員**

**※　役員については、規約の中で、その設置や人数、役割などを記しておくことが望ましい。（会の規模等の必要に応じて部長や班長等を設置される場合も、規約の中に明記しておくことが望ましい。）**

（役員の種別）

第６条　本会に、次の役員を置く。

（１）会長　　　　１名

（２）副会長　　　○名

（３）会計　　　　○名

（４）部長　　　　○名

（５）班長　　　　各班１名

（６）監事　　　　○名

（役員の選任）

第７条　会長、副会長、会計及び監事は、総会において、会員の中から選任する。

２　部長は、会員の中から、会長が委嘱する。

３　班長は、各班の会員の中から、互選により選出する。

４　監事は、会長、副会長及びその他の役員と兼ねることはできない。

（役員の職務）

第８条　役員は、次の職務を行う。

（１）会長は、本会を代表して会務を総括する。

（２） 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。（３）会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

（４）部長は、各部を代表して担当する部の運営を総括する。

（５）班長は、各班を代表して会の円滑な運営に協力する。

（６）監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不整の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

（役員の任期）

第９条　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の解任）

第10条　役員が規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

**第３章　総会**

**※　総会は、自治会における最高の意思決定機関として、その構成や表決権の設定、及び成立の要件や出席者、議決数、委任状の取り扱いなどについて、会員間に疑問が生じないよう、規約で明確に定めておくことが望ましい。**

（総会の構成）

第11条　総会は、全会員をもって構成する。

（総会の種別）

第12条　総会は、定期総会及び臨時総会とする。

２　定期総会は、毎年○月に開催する。

３　臨時総会は、会長が必要と認めるとき、全会員の○分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第８条第１項第６号の規定により監事から請求があったときに招集することができる。

（総会の招集）

第13条　総会は、会長が招集する。

２　総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の○日前までに通知しなければならない。

（総会の審議）

第14条　総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

**※　総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任することも可能。**

（１）事業計画及び事業報告に関する事項

（２）予算及び決算に関する事項

（３）役員の選任及び解任に関する事項

（４）規約等の改正に関する事項

（５）……

（６）その他の重要事項

（総会の定足数）

第15条　総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

（総会の議決）

第16条　総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の議事録）

第17条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）会員の現在数及び出席者数（委任状を提出した会員も含む）

（３）開催目的、審議事項及び議決事項

（４）議事の経過の概要及びその結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人○名以上の署名押印をしなければならない。

**第４章　役員会**

（役員会の構成）

第18条　役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

（役員会の招集）

第19条　役員会は、必要に応じ会長が招集する。

（役員会の審議事項）

第20条　役員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会において議決された事項の執行に関する事項

（３）……

（４）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

**第５章　資産及び会計**

（資産の構成）

第21条　本会の資産は、財産、会費、寄付金、上尾市〇〇〇交付金及びその他の収入をもって構成する。

（資産の管理）

第22条　本会の資産は、会長が管理する。

（会費）

第23条　会員は、１世帯あたり年額〇円（月額○円）を会費として本会が指定する方法により納入するものとする。

２　入会の場合は、………………からの会費を徴収する。

３　退会の場合は、………………までの会費を徴収する。（過納金があるときは、本人の申し出により返金することとする。ただし、申し出期間は…………までとする。）

４　役員会の認定により、減額又は猶予することができる。

（経費及び手当）

第24条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

２　本会の役員に、手当を支給する。

（１）会長　　　　年額　〇〇〇〇円

（２）副会長　　　年額　〇〇〇〇円

（３）会計　　　　年額　〇〇〇〇円

（４）部長　　　　年額　〇〇〇〇円

（５）班長　　　　年額　〇〇〇〇円

（６）監事　　　　年額　〇〇〇〇円

（事業年度及び会計年度）

第25条　本会の事業年度及び会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

（会計監査）

第26条　会計の監査は随時これをすることができる。

（会計報告）

第27条　収支決算書と財産目録を作成し、これを年１回総会で報告して承認を得る。

**第６章　雑則**

（個人情報）

第28条　本会における個人情報の取り扱いに関しては、別紙「○○自治会 個人情報取扱要綱」に定める。

**※　個人情報の取扱いについては、規約中に表記するか別途作成してもよい。**

（委任）

第29条　この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会又は役員会の議決を経て、会長が別に定める。

附　則

この規約は、○年○月○日から施行する。

**－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－**